

臨時総会議案書

平成20年度

日 時 平成21年3月26日（木）午後1時30分

場 所 社団法人熊本県浄化槽協会 会議室
上益城郡嘉島町上仲間227-86

社団法人 熊本県浄化槽協会

臨 時 総 会 次 第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事録署名人選出

5. 議事審議

第1号議案 役員の報酬の総額案について

第2号議案 役員報酬規程案について

第3号議案 経費の負担の額を定める規程案について

第4号議案 平成21年度事業計画案承認について

第5号議案 平成21年度収支予算案承認について

6. 報告事項

7. 閉会の辞

第1号議案

公益社団法人熊本県浄化槽協会 役員の報酬の総額 案

公益社団法人熊本県浄化槽協会の定款第29条に規定する役員の報酬の総額は下記のとおりとする。

記

1. 平成21年度の報酬の総額 0円

第2号議案

公益社団法人熊本県浄化槽協会 役員報酬規程 案

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「本協会」という。）定款第29条に基づく役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(役員の定義)

第2条 本協会が報酬を支給することができる役員は定款第23条第1項に定める理事及び監事とする。

(報酬の種類)

第3条 本協会は役員に対し報酬のみを支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 役員への報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。但し、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部または一部につき自己の口座に振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬は、その月の月額の全額を毎月25日に支給する。但し、その支給日が休日に当たるときは、本協会職員給与規程に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

第6条 理事の報酬は、社員総会の決議により定められた総額の範囲内において、その職務の内容、勤務の状況、責任の度合い等を勘案して理事会で決定するものとする。

2 監事の報酬は、社員総会の決議により定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

(使用人を兼務する常勤役員への報酬の支払い方法等)

第7条 常勤役員のうち、使用人を兼務する者の報酬及び給与についてはその勤務の状況等により役員としての報酬と使用人としての給与に区分して支給することができる。但し、区分の必要がないと認められる場合は役員としての月額報酬を使用人給与と併せて支給することができる。

2 前項の支給に関し必要な事項は本協会職員給与規程によるものとする。

(任期の途中での就任及び退任等)

第8条 任期の途中において新たに役員に就任した者は就任した日から報酬を支給する。

2 役員が任期の途中において退任し、または解任され役員でなくなった場合にはその日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合には、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人熊本県浄化槽協会の設立登記の日（平成 年 月 日）から施行する。

第3号議案

公益社団法人熊本県浄化槽協会 経費の負担の額を定める規程 案

公益社団法人熊本県浄化槽協会定款第7条に規定する正会員になった時支払う額(以下「入会金」という。)及び毎年支払う額(以下「会費」という。)は次のとおりとする。

1. 入会金は、正会員1人又は1法人につき 100,000円
2. 会費は、正会員1人又は1法人につき 36,000円

附則

この規程は公益社団法人熊本県浄化槽協会の設立登記のあった日(平成 年 月 日)から施行する。

第4号議案

平成21年度事業計画

熊本県における平成19年度末の汚水処理人口普及率は74.7%（全国平均83.7%）に達しているが、人口5万人未満の中小市町村においては全国平均67.6%にとどまり、さらなる汚水処理施設整備の進捗が期待されている。特に中小市町村における汚水処理施設には、個別分散型施設である特長を有する浄化槽での整備が有効であるため、今後より一層の設置促進を図る必要がある。

平成21年度の浄化槽関係予算（案）においては「健全な水循環に資する浄化槽の整備促進」のために循環型社会形成推進交付金の総額で前年度比10%増が確保されるとともに、助成率1/2のモデル事業の支援拡充、単独処理浄化槽撤去費に関する助成制度の要件緩和、計画策定調査費（浄化槽整備台帳の整備）の拡充等浄化槽の整備促進を図るための措置がとられている。

公益法人制度改革3法が平成20年12月1日施行されており、当協会は速やかに公益法人への移行認定を受け、公益社団法人へ移行する。

このような背景の中、当浄化槽協会は公益目的事業である法定検査事業の推進を図るとともに新たな公益法人として健全な発展をしていかなければならない。その上で行政機関の指導協力を頂き関係業界と連携して浄化槽法第11条検査の受検勧奨対策、維持管理の適正化及び浄化槽の設置促進等を図るための周知啓発等の関連業務及び機能保証制度等次に掲げる事業を実施する。

なお、事業実施に際しては、P D C Aサイクルに基づく業務管理の徹底により事業の効率的・効果的な遂行を図るほか、事務費等事業費の節減等に最大限努める。

1 理事会及び各種委員会等の活性化事業

理事会及び各種委員会等の活性化を図り協会の運営を円滑に進める。

2 法定検査事業の推進

浄化槽法第7条及び第11条に定める水質検査（法定検査）〔以下「7条検査」といふ。〕は、浄化槽がその所期の機能を發揮していることを判定する重要な業務であることから数値目標を設定しその達成に努める。

また、本年度は昨年度に引き続き行政機関及び関係団体等と連携し、法定検査を受検しない者（未受検者）に対する受検勧奨対策業務及び製造・施工・維持管理の適正化業務等の関連業務を実施し更なる受検率の向上を目指す。

1) 7条検査及び11条検査の実施目標基数

- ①7条検査実施基数 3,000基を数値目標とする。
- ②11条検査実施基数 71,500基を数値目標とする。

2) 受検勧奨対策業務

①維持管理業界との協力体制の構築及び推進

法定検査の受検率の向上及び維持管理の徹底を図ることを目的に維持管理業界との連携を強化しより効率的な検査体制を構築し法定検査の目標達成を目指す。

②未受検者対策

本年度も昨年度に引き続き未受検者に対する文書による受検勧奨を2回程度実施することを目標とする。またその実施に際しては昨年度の受検勧奨の結果を検証しより有効な受検勧奨方法の検討を行うとともに、行政機関へは国の通達等に基づく受検指導の更なる強化を要請し関係業界とも連携しつつ未受検者の減少に努める。

③未収金対策

前年度の未収金対策の評価を踏まえ、より効果的な未収金減少対策を行う。

3) 净化槽の製造、施工及び維持管理の適正化業務

①不適正浄化槽対策

不適正浄化槽の原因を究明し、最適な改善方法を提案しその効果を測定することで浄化槽の信頼性向上に努める。

②施工、保守点検及び清掃業者技術講習会

施工、保守点検及び清掃業者を対象に技術の向上のための講習会を延べ3回程度開催する。

③無管理、無清掃浄化槽対策

行政機関の指導のもと立入検査を実施するとともに、関係業界及び支部と連携し適正な維持管理の徹底に努める。

④国、県及び県議会等への要望

浄化槽の普及を阻害する原因であるみなし浄化槽から浄化槽への転換が更に推進されるよう国、県及び県議会等へ引き続き要望を行う。

⑤支部組織の活性化

支部長連絡会議を積極的に活用し各種情報の提供や支部の意見の集約等を行い本部と積極的な連携を図る。また、支部における水環境の保全等に関する活動を支援することにより支部の活性化を図る。

⑥地域（保健所別）連絡会議の開催

浄化槽に関する事務権限の移譲が進むなか、浄化槽に関する諸施策等が円滑に

実施されるよう情報提供及び意見交換の場として行政機関と協議のもと全支部での開催を図る。

4)浄化槽に関する講習会の開催及び浄化槽に関する知識の普及啓発並びに情報提供業務

①浄化槽設置者講習会の開催

行政機関及び関係業界と連携を取りつつ浄化槽管理者を対象に維持管理の徹底等を目的とした「浄化槽設置者講習会」を県内4地区程度で開催する。

②設置者への周知啓発の充実

浄化槽に関する維持管理等の徹底を図るために必要な協会業務、維持管理及び法定検査等の情報を分かり易く伝えるための方策について行政機関等を交え検討を行い周知啓発の充実に努める。

③協会会報等の発行

会員及び行政機関等に対して、協会の動向や浄化槽に関する各種行政通知文書また各種講習会等の案内に関する情報を掲載した機関紙を年2回程度発行する。

④各種イベントへの参加

当協会業務に関連する各種イベントには積極的に参加し、広く水環境の保全に果たす浄化槽の役割等を周知する。

⑤ホームページの運用及び充実

内容の充実及び利便性の向上を図り浄化槽に関する情報提供の重要なツールとしてその運用の充実を図る。

5) 浄化槽設置台帳管理業務

当協会の所有する浄化槽設置台帳を適時更新し適正に管理するとともに、県下の浄化槽の総設置基数を把握し整備するための方法等の検討を行う。

6) 浄化槽検査員研修会及び研究集会等業務

①職員研修の充実

職員の資質の向上及び人材育成等を目的とした社内研修等を年3回程度開催し組織の強化を図る。

②検査員の技術研修

九州管内の指定検査機関協議会で開催される検査員研修会及び全国浄化槽技術研究集会等に積極的に参加し検査技術の向上を図る。

3 淨化槽機能保証制度推進事業

淨化槽の信頼性確保のための重要な制度であるため、引き続き事業の推進に努める。

4 技術講習会事業

1) 淨化槽管理士講習及び淨化槽技術管理者講習会事業

①淨化槽管理士講習

財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、平成21年7月13日(月)から7月25日(日)まで熊本市で開催する。

②淨化槽技術管理者講習会

財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、平成22年2月3日(水)から2月5日(金)まで熊本市で開催する。

5 物品等販売事業

保守点検記録用紙及び淨化槽工事業登録申請書等の各種申請書類等の販売を行い、各業務の円滑な推進に努める。

6 淨化槽放流水等の計量事業

昨年度以上の実績確保に向けた取組みを行うとともに淨化槽に関する河川や地域の調査研究、地域汚水処理計画等の水質調査、淨化槽の水質改善研究等の事業を推進する。

7 淨化槽設置基数等実態調査事業

熊本県からの委託を受け、県内の淨化槽設置に係る行政機関等のデータの照合、整理及び現地調査を行い淨化槽の設置の実態を把握する。

8 水環境保全活動への支援事業

当協会支部の行なう水環境保全活動及び水環境保全を目的に活動する団体等への支援として助成を行う。

9 公益社団法人への移行

公益法人認定に向け申請を行った内容について行政庁の指導を受けながら年度内の公益法人の認定を目指す。

10 領彰及び表彰事業

次の表彰等の機会には積極的に推薦を行う。

- 1) 叙勲、褒章等
- 2) 環境大臣表彰
- 3) 国土交通省総合政策局長表彰
- 4) 国土交通省住宅局長表彰
- 5) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長表彰
- 6) 環境省環境管理部水環境管理部長表彰
- 7) 熊本県環境整備功労者知事表彰
- 8) 社団法人全国浄化槽団体連合会会長表彰
- 9) 当浄化槽協会会长表彰

平成21年度 収支予算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

[単位:円]

科 目	予算額	備 考
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
受取入会金	300,000	
入会金収入	300,000	
受取会費	11,700,000	
会費収入	11,700,000	
事業収益	364,900,000	
11条検査手数料	286,700,000	
7条検査手数料	30,300,000	
保証登録手数料	8,200,000	
設置届手数料	800,000	
講習会手数料	2,000,000	管理士講習、技術管理者講習会
計量手数料	1,500,000	
県委託費収入	35,000,000	浄化槽設置基數等実態調査
物品販売物手数料	400,000	保守点検記録票他
雑収益	650,000	
預金利息	100,000	
雑収入	550,000	
経常収益 計	377,550,000	
(2) 経常費用		
事業費	357,132,000	
給料手当	173,988,000	職員給与
臨時雇賃金	25,220,000	臨時職員給与
福利厚生費	29,158,000	
退職積立費用	6,039,000	
会議費	6,230,000	費用弁償
旅費交通費	6,250,000	
受講料	400,000	
職員教育費	1,485,000	職員全体研修
通信運搬費	18,410,000	
消耗什器備品費	4,450,000	事務用品、消耗品
検査器具購入費	3,500,000	
検査試薬費	650,000	
検査消耗品費	1,100,000	
修繕費	1,200,000	検査機器、車両修理代
法定検査システム改造費	1,200,000	
印刷製本費	5,100,000	
燃料費	7,090,000	
光熱水料費	3,851,000	
賃借料	16,303,000	車両、BOD分析装置、複写機他
会場借上料	1,500,000	管理士、技術管理者講習会場費
保険料	113,000	
諸謝金	1,080,000	弁護士、税理士顧問料
租税公課	3,435,000	
検査協力費	8,400,000	
支部事業助成費	5,500,000	
水環境保全事業費	500,000	

科 目	予算額	備 考
振込手数料負担金	3,180,000	
保証登録料	1,680,000	
支払家賃	720,000	
支払家賃(臨時駐車場)	540,000	
新聞広告費	1,440,000	
支払利息	1,888,000	長期借入分
新聞図書費	470,000	専門図書等
委託費	6,341,000	事務委託費、PC保守管理、警備委託費他
総会費	900,000	
組合費	491,000	リバゾン負担金
支払負担金	1,034,000	関係団体年会費
ISO審査費	736,000	ISO14001
雑費	2,110,000	
減価償却費	3,450,000	建物、備品
管理費	6,166,000	
給料手当	2,212,000	
福利厚生費	262,000	
退職積立費用	61,000	
会議費	770,000	
旅費交通費	250,000	
職員教育費	15,000	
消耗什器備品費	50,000	
印刷製本費	200,000	
燃料費	10,000	
光熱水料費	49,000	
賃借料	47,000	
保険料	2,000	
諸謝金	20,000	
租税公課	65,000	
支部事業助成費	500,000	
振込手数料負担金	120,000	
新聞広告費	60,000	
支払利息	35,000	
新聞図書費	30,000	
委託費	29,000	
総会費	900,000	
慶弔費	300,000	
組合費	9,000	
支払負担金	66,000	
ISO審査費	14,000	
雑費	40,000	
減価償却費	50,000	
経常費用 計	363,298,000	
当期経常増減額	14,252,000	
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
固定資産売却益	0	
経常外収益 計	0	
(2) 経常外費用		
固定資産売却損	0	
経常外費用 計	0	
当期経常外増減額	0	
当期一般正味財産増減額	14,252,000	
一般正味財産期首残高	219,351,017	
一般正味財産期末残高	233,603,017	